－ 松山市消防局からのお知らせ －

事業所に設けられた
旧規格の消火器 は交換が必要になります！

問１　旧規格の消火器とは？

答１　製造年が平成２３年までのもので、特徴として適応火災マークが文字で表示されています。※ 下記イメージを参考にしてください

問２　どうして交換が必要になったの？いつまでに交換すればいいの？

答２　平成２３年１月１日に消火器の規格を定める省令が改正となり、旧規格の消火器は、**令和３年１２月３１日までに**全て新規格の消火器に交換が必要となりました。

問３　旧規格の消火器はすべて交換の対象ですか？

答３　消防法令で消火器の設置義務がある事業所に設けられたものに限ります。

※ 事業所とは、物販店舗・飲食店・宿泊施設・共同住宅・病院・事務所・危険物施設などをいいます。個人の住宅に設置されたものは該当しませんが、老朽化によって消火性能が低下することがあるので交換をお勧めします。

問４　どういった消火器に交換すればいいの？

答４　新規格の業務用の消火器に交換してください。
新規格の業務用の消火器の特徴は、適応火災マークが絵表示であり、標準使用期限や「業務用」である旨が表示されています。

【消火器の表示による交換のイメージ】

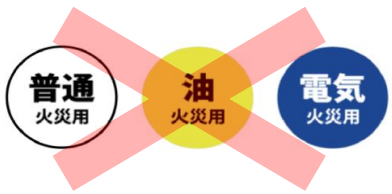

旧規格の適応火災マーク（例）

R３.12.31までに交換

新規格の適応火災マーク（例）

【お問い合わせ先】最寄りの消防署にお尋ねください
松山市中央消防署 予防担当　TEL（０８９）９２６－９２２４　松山市東消防署 予防担当　TEL（０８９）９３３－０８７６
松山市南消防署　予防担当　TEL（０８９）９５７－８９９９　松山市西消防署 予防担当　TEL（０８９）９５１－０８７３